

## 【様式第7号】

### ふるさと山形四季旅事業（「山形日和。」旅行券）旅行券・観光券：Q & A

ふるさと山形四季旅「山形日和。」旅行券運営事務局

#### 1. コンビニエンスストアでの購入について

Q 1. 購入制限はあるのか。

A 1. 購入に制限はございません。セブンイレブンでは10枚まで、その他のコンビニでは12枚まで一括で発券できます。ただし、ご利用はお1人様1泊につき2枚までとなりますのでご注意ください。

Q 2. 発売開始後のコンビニエンスストアでの販売状況の確認はどのようにするのか。

A 2. 販売予定枚数終了後、コンビニエンスストア端末画面に「予定枚数に達しました」などの表示が出るようになっております。また、販売予定枚数に達した旨を山形県観光物産協会ホームページに掲載いたします。（反映までに時間がかかる場合があります）

Q 3. 購入方法はどのコンビニでも同様か。

A 3. 商品番号はどのコンビニでも統一です。端末操作方法はコンビニにより異なります。詳しい購入方法は7月上旬までに山形県観光物産協会のホームページに掲載します。

#### 2. 「山形日和。」旅行券の利用について（旅行券・観光券共通）

Q 1. 子どもも利用できるのか。

A 1. お一人様あたりのご利用代金が券面額以上であれば、子どもの方でもご利用いただけます。

Q 2. 宿泊プランの精算額が額面未満の場合は利用できるか。

A 2. 旅行券の額面は1枚10,000円以上でご利用可能です。観光券の額面は500円ですが、精算額が1,000円以上の場合のみ利用可能です。  
旅行券は10,000円未満、観光券では1,000円未満のご精算の場合にはご利用できませんのでご注意ください。「山形日和。」旅行券には「釣銭不可」と明記されています。

Q 3. それぞれに「都道府県」欄があるが、この住所は旅行券を発券したコンビニエンスストア所在地を記入いただくのか。

A 3. 利用される方の居住地をご記入いただきます。

Q 4. 署名・都道府県名の記載は、第3者の記入ではだめなのか。

A 4. 不正利用や偽造防止等の意味もあり宿泊者本人が利用したということを証明するために署名欄を設けています。ただし、記入が困難な方への対応として代筆することは可能です。このほか、ご不明なケースにつきましては事務局にご相談ください。

- Q 5. 宿泊施設において、旅行券を宿泊に、観光券を館内のお土産店でのお土産購入にとして、右・左それぞれの券を1施設において利用してもよいか。
- A 5. 1施設で旅行券・観光券それぞれに参画することはできません。よって1施設内にて右・左それぞれを利用することはできません。観光券は山形県内を周遊していただくことを目的としているため、周遊促進とならない1施設内での右・左のチケットを利用はできないとしておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。
- Q 6. 宿泊施設や観光関連施設が自らコンビニエンスストアで「山形日和。」旅行券を購入して、「山形日和。」旅行券付きプランとして販売してもよいか。
- A 6. 「山形日和。」旅行券は、消費者の方に直接購入いただき、利用可能宿泊施設でご利用いただく形式のため、利用可能宿泊施設自らが「山形日和。」旅行券を購入して宿泊プランとして販売することについては一切認めません。規則に反するような不正利用等が発覚した場合、法律等により処罰されることがあります。また不正が発覚した場合、不正受給された金額を返還することはもとより、今後山形県並びに山形県観光物産協会が実施する事業において参画することができなくなることがあります。
- Q 7. 外国人の方は利用できるか。
- A 7. ご利用可能です。
- Q 8. 県内の方は利用できるか。
- A 8. ご利用可能です。
- Q 9. 「山形日和。」旅行券の購入者と利用者（宿泊される方）が異なる場合は使えるのか。
- A 9. ご利用できます。例えば、息子さんが購入されてご両親にプレゼントしてご両親が宿泊され旅行券を使用するなどの場合が考えられます。ただし、宿泊時にご宿泊のご本人様確認をさせていただきますので、ご署名欄は必ずご宿泊者名となるようにご案内ください。
- Q 10. 「山形日和。」旅行券で蔵王地区に宿泊してもかまわないのか。
- A 10. ご宿泊いただけます。ただし、蔵王枠の旅行券は蔵王以外の地区にご宿泊いただくことはできません。

### 3. 「山形日和。」旅行券の利用について（旅行券のみ）

- Q 1. 10,000円以上の日帰りプランの場合は利用可能か。
- A 1. 「山形日和。」旅行券の利用は宿泊を伴うことを前提としていますので、日帰りプランにはご利用できません。
- Q 2. 宿泊する方と食事のみの方が混在する場合の利用は。
- A 2. 「山形日和。」旅行券の利用は宿泊された方のみご利用できます。食事のみの方についてはご利用できません。

Q 3. 宿泊料金に付加できるものは。

A 3. お土産代、周辺観光施設入場料、飲食店、体験施設など宿泊施設のフロントで宿泊代金とともにご精算いただけるものであれば可能です。

Q 4. 宿泊プランとして、宿泊施設周辺の飲食店のクーポンを付加したいが、飲食代が売掛金となった場合、「山形日和。」旅行券が利用できる宿泊プランとして認められるか。

A 4. 飲食代を含めた宿泊料金を宿泊施設のフロントで精算できるのであれば可能です。ただし、飲食店との売掛金のやりとりについては宿泊施設が責任をもって行うこととし、お客様にご迷惑がかかることがないようにお願いします。宿泊施設と個別の施設での契約・金銭の收受について山形県及び山形県観光物産協会では一切の責任を負いません。

利用可能例) 宿泊施設において1泊朝食付プランを造成・全額を宿泊施設で收受するものの、その朝食を山形県内の近隣の飲食店やその他体験施設などで食べられるプラン

利用可能例) 宿泊施設において1泊夕食付または2食付プランを造成し、その夕食を近隣の山形県内の居酒屋等で食べられる居酒屋クーポン付プラン

Q 5. 「山形日和。」旅行券は入湯税が含まれた宿泊プラン料金に利用できるのか。

A 5. 入湯税を含めた宿泊プラン料金にご利用可能です。

Q 6. 他の助成を目的とした同種の金券との併用は可能か。

A 6. 市町村が発行する商品券などを含め、他の金券の使用条件として他券併用可の場合は併用可能です。ただし、宿泊予約サイトにおいて、「山形日和。」クーポンによる割引を受けている場合、コンビニ販売の旅行券との併用はできません。

Q 7. 領収書の記入はどのようにするのか。

A 7. 宿泊代金で作成し、但し書きに（内「山形日和。」旅行券10,000円分利用）と記入してください。50,000円以上の場合は収入印紙も必要です。

#### 4. アンケートについて（宿泊施設のみ）

Q 1. お客様1名につき1枚なのか、1グループにつき1枚なのか。

A 1. 1グループにつき1枚で結構です。

Q 2. アンケートを拒否された場合はどうするのか。また、外国人からアンケート（日本語表記）が読めないと言われた場合はどうするのか。

A 2. アンケートを拒否される方については無理に記入をお願いする必要はありません。なお外国人の方については、口頭やジェスチャー等で内容を伝達いただくなどの対応を図っていただきたいところではありますが、フロント混雑時などの際には無理に記入をお願いする必要はありません。アンケートは「山形日和。」旅行券を発行することによる県内経済への影響・効果を把握するための資料となりますので、可能な限り宿泊された方にご記入いただきますようお願いいたします。

Q 3. アンケート回収は宿泊施設スタッフの負担となる懸念がある。宿泊された方にお渡ししておいて後日お送りいただいた方に抽選で粗品プレゼントなどの方法はできないのか。

A 3. 後日回収についても検討しましたが、回収率をある程度確保するため、宿泊いただいている間に回収ができるような方法としました。また今回は国の交付金制度の性格上、受益者負担としてアンケートにご協力していただくこととし、回答者に対してのプレゼント等は予定しておりません。ついては、登録宿泊施設で回収しやすいようなオペレーションを工夫いただければと考えています。

#### 5. 精算・回収業務について

Q 1. 回収した「山形日和。」旅行券を月締めで翌月 10 日までに事務局へ郵送とあるが、これを過ぎた場合は精算できないのか。

A 1. 必ず 1 ヶ月ごとにとりまとめをし、翌月 10 日までに事務局宛てに記録の残る書留等の方法にて郵送してください。期限の過ぎたものはご精算できませんので、十分にご注意ください。

Q 2. 回収した「山形日和。」旅行券の事務局への郵送方法は現金書留か。

A 2. 一般書留または簡易書留または宅配便など送付の履歴が確認できる方法で、宿泊施設様・観光施設様負担にてお送りください。「山形日和。」旅行券は現金に類するものではありませんので、現金書留の必要はありません。

Q 3. 振込に係る手数料はどこがいくら負担するのか。

A 3. 1 請求につき、振込手数料の 540 円を宿泊施設様・観光施設様にてご負担いただくこととなります。多くの宿泊施設様・観光施設様よりご参画いただいておりますので、ご理解の上ご参画申込をいただきますようお願いいたします。

Q 4. 施設控えは必要か。

A 4. 左、右両方の半券を利用するため、各施設様でコピーの上平成 28 年 5 月 31 日まで保管ください。

#### 6. その他

Q 1. 「山形日和。」旅行券は発券するコンビニエンスストアごとにデザインが異なるが、サンプルが欲しい。

A 1. 山形県観光物産協会のホームページに見本券を掲載します。セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ミニストップ、ファミリーマートの 5 種類あります。ご確認の上、ご対応ください。

Q 2. 偽造防止対策はとってあるのか。仮に偽造された「山形日和。」旅行券を回収してしまった場合は、利用可能宿泊施設または観光施設が負担することになるのか。

A 2. 「山形日和。」旅行券を発券するコンビニエンスストア各社で偽造防止対策をとっていますので簡単には偽造できません。コピーしたものは「COPY」の文字がチケット上段に表示されます（非常に薄く、見にくい場合がございます）。利用可能宿泊施設様または観光施設様に

ご負担いただくのは、明らかにカラーコピーしたものと分かるものを回収してしまった場合などを想定しています。

Q 3. 利用可能宿泊施設が事務局へ提出する各種様式について、エクセルやワードなどのファイル形式で送ってほしい。

A 3. 様式については山形県観光物産協会のHPより必要に応じてダウンロードしてお使いください。

※ご不明点は下記までお問合せください※

<登録申請・事業全体等に関するお問合せ>

お問合せ先：公益社団法人 山形県観光物産協会 観光課 ふるさと山形四季旅事務局

電話：023-647-2333

問合せ時間：平日9:30～17:00

※土日祝日、年末年始（2015年12月29日～2016年1月3日）を除く  
現在～2016年3月31日まで

<精算チケット管理・請求書等に関するお問合せと送付先>

名称：株式会社JTB東北 法人営業山形支店

※「山形日和。」旅行券精算事務局宛 と必ず記入ください。

住所：〒990-0031 山形市十日町2丁目1-2

電話：023-608-5123

問合せ時間：平日9:30～17:30

※土日祝日、年末年始（2015年12月29日～2016年1月3日）を除く  
2015年6月29日～2016年3月31日まで

以上